

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
瀧田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井・日山

平成27年分の路線価は0.4%下落も5年連続下落率縮小

国税庁は7月1日、相続税や贈与税の土地等の課税評価額の基準となる平成27年分の路線価及び評価倍率を記載した路線価図等を公開しました。今年1月1日時点の全国約32万9千地点における標準宅地の評価基準額の対前年変動率は、7年連続して下落となる0.4%の下落となったものの、下落率は前年より0.3ポイント縮小。また、5年連続で下落幅が縮小するとともに、上昇地点も増えています。

都道府県庁所在都市の最高路線価が上昇した都市は、昨年から3都市増えて21都市となり、このうち5%以上上昇したのは、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、京都、金沢、広島、岡山、福岡の10都府県。上昇要因としては、オリンピックの開催決定やリニア中央新幹線事業の着工による今後の開発への期待、主要ターミナル前の大型商業施設等のオープン、都市再開発などがあります。

全国一の路線価となったのは、今回も東京・中央区銀座5丁目「銀座中央通り」の鳩居堂前で30年連続の1位となり、評価額は前年に比べ14.2%上昇して1平方メートル当たりの路線価は2696万円となっています。

なお、平成27年1月1日現在で東日本大震災に伴う原発事故に伴い、①帰還困難区域、②居住制限区域、③「避難指示解除準備区域」の区域内にある土地等の路線価は、昨年同様、ゼロ評価とされています。

国税庁、財産債務調書のFAQを公表

国税庁はこのほど、平成27年度税制改正で創設された「財産債務調書制度」について、制度の概要を記したチラシとFAQ、法令解釈通達をホームページに公表しました。「財産債務調書」とは、所得税や相続税の申告の適正性を確保する観点から、従前の「財産債務明細書」を見直し、対象者を絞り込んでその保有する財産等に関する調書の提出を求める制度です。

年間所得2千万円超の人のうち、「年末に保有する総資産が3億円以上」か「年末に保有する有価証券等（国外転出特例対象財産）が1億円以上」である者は、財産債務明細書の記載事項でもあった「財産の種類、数量及び価額」に加え、財産の所在や有価証券の銘柄などを記載した調書を、翌年3月15日までに税務署に提出する必要があります。

なお、同調書に記載がある財産等について所得税や相続税の申告漏れがあった場合でも、同調書を期限内に正しく提出していれば過少申告加算税が5%軽減。逆に未提出または不実記載があった場合には、所得税の申告漏れに対する過少申告加算税が5%加重されます。

新制度の適用は平成27年分の所得から。施行後の最初の財産債務調書の提出期限は平成28年3月15日(火)となります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 7月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....8月10日 |
| 2. 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月31日 |
| 3. 12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月31日 |
| 4. 9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....8月31日 |